

厚生労働省令第百十二号

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、並びに死産の届出に関する規程（昭和二十一年厚生省令第四十二号）第五条第二項第五号、第六条第三号及び第十条の規定に基づき、死産届書、死産証書及び死胎検案書に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年六月二十八日

厚生労働大臣 田村 憲久

死産届書、死産証書及び死胎検案書に関する省令の一部を改正する省令

死産届書、死産証書及び死胎検案書に関する省令（昭和二十七年厚生省令第十二号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「呂」を削る。

附 則

1 この省令は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）の施行の日（令和三年九月一日）から施行する。

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。